

2018\_04 ベスト「懸賞」解答・解説

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(4)	(5)	(3)	(5)	(3)	(4)	(2)	(3)	(1)	(3)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
83%	75%	86%	98%	83%	69%	89%	82%	89%	93%

【解 説】

1 天皇の国事行為 正解 (4)

憲法4条1項は、「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。」とし、憲法6条及び7条1号～10号で、天皇の行う国事行為を具体的に定めている。

- (1) 正しい。 憲法7条2号は、枝文のとおり定めている。
- (2) 正しい。 憲法6条2項は、「天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。」と定めている。
- (3) 正しい。 憲法7条4号は、枝文のとおり定めている。
- (4) 誤り。 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を総称して恩赦という。天皇は、恩赦を認証するにすぎず（憲法7条6号）、恩赦を決定するのは内閣の権能である（憲法73条7号）。
- (5) 正しい。 憲法7条1号は、枝文のとおり定めている。

2 法定手続の保障 正解 (5)

- (1) 正しい。 憲法73条6号ただし書きは、「……法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。」と規定し、法律の委任がある場合には、政令で罰則を定めることができることを前提としている。
- (2) 正しい。 条例は、国会の議決を経て制定される法律に類するものであるから、条例によって刑罰を定める場合には、法律の授権が相当な程度に具体的であり、限定されていれば足りる（最大判昭37・5・30）。
- (3) 正しい。 憲法31条の法定手続の保障は、刑罰法規の明確性をも意味し、刑罰法規に定める犯罪構成要件が不明確な場合には、憲法31条に違反し無効とされる。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（最大判昭41・7・13）。
- (5) 誤り。 刑事裁判における量刑の判断に当たり、余罪を、実質上処罰する趣旨で考慮することは許されないが、一情状として考慮するのであ

れば許される（最大判昭 41・7・13）。

3 都道府県公安委員会 正解（3）

- (1) 正しい。 都道府県公安委員会は、都道府県知事の所轄の下に置かれる都道府県の機関であるが（警察法 38 条 1 項）、ここにいう「所轄」とは、最も弱い所属の関係を示すものであって、都道府県知事は、警察の運営において都道府県公安委員会を指揮命令する権限を有しない。
- (2) 正しい。 都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる（警察法 60 条 1 項）。
- (3) 誤り。 都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する（警察法 38 条 3 項）。しかし、条例案の提出権及び予算の調製権は、都道府県知事の権限である（自治法 149 条 1 号、2 号）。
- (4) 正しい。 都道府県公安委員会の委員は、都道府県知事が、都道府県議会の同意を得て、任命する（警察法 39 条 1 項）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。委員の任期は 3 年であり（警察法 40 条 1 項本文）、2 回に限り再任されることができる（同条 2 項）。

4 職務質問 正解（5）

- (1) 正しい。 職務質問の対象は、①不審者と②参考人的立場の者である（警職法 2 条 1 項）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。職務質問は、犯罪捜査のためだけではなく、刑罰法規に触れる行為を事前に探知して当該行為による危害の発生や拡大を防止するための手段としても行われるものである。
- (3) 正しい。 所持品検査は、口頭による質問と密接に関連し、かつ、その効果を上げるうえで必要な有効性の認められる行為であり、警職法 2 条 1 項による職務質問に付随する行為として行うことができる（最判昭 53・6・20）。
- (4) 正しい。 警職法 2 条 1 項に基づく質問は、被疑者取調べの段階のものではないから、供述拒否権を告知する必要はない。
- (5) 誤り。 停止のための実力行使は、質問の目的でそこに引き留めるためのものであるから、一時的なものでなければならず、継続的な実力行使は許されない。

5 通貨偽造の罪 正解（3）

- (1) 正しい。 枝文のとおり。通貨偽造罪（刑法 148 条 1 項）にいう「行使の目的」は、偽造者自ら流通に置こうとする目的であると、他人を介して

流通に置こうとする目的であるとを問わない（最判昭 34・6・30）。

- (2) 正しい。同一機会に同種の通貨を大量に偽造した場合は、通貨偽造罪（刑法 148 条 1 項）の包括一罪となり、同一機会に数種の通貨を偽造した場合は、それぞれの種類ごとに通貨偽造罪が成立する（大判明 40・9・3）。
- (3) 誤り。本罪における「交付」とは、「行使の目的」、すなわち真貨として流通に置く目的でなされなければならないから、単に保管させるために相手方に引き渡す場合には、行使の目的を欠き本罪は成立しない。
- (4) 正しい。枝文のとおり。偽造通貨取得罪（刑法 150 条）における「取得」とは、有償・無償、取得の方法や原因のいかんを問わず、自己の所持に移す一切の行為をいうので、窃盗や詐欺等の犯罪行為により取得した場合も含まれる。
- (5) 正しい。枝文のとおり。偽造・変造通貨行使罪（刑法 148 条 2 項）の客体である通貨は、他人によって偽造又は変造されたものであるかを問わず、また偽造又は変造が行使の目的をもってなされた必要もない。

## 6 略取・誘拐罪

正解（4）

- (1) 正しい。未成年者拐取罪（刑法 224 条）の保護法益には、被拐取者の自由のほか親権者等の保護監督権（監護権）も含まれる（福岡高判昭 31・4・14）。また、未成年者の監護権者であっても、当該未成年者の自由を侵害することも可能であり、未成年者の監護権者も本罪の主体となり得る（最決平 17・12・6）。
- (2) 正しい。営利目的等拐取罪（刑法 225 条）の客体には、未成年者も含まれる。したがって、営利目的で未成年者を誘拐した場合には営利目的拐取罪のみが成立し、未成年者拐取罪（刑法 224 条）はこれに吸収される（東京高判昭 31・9・27）。
- (3) 正しい。予備罪は、身の代金目的拐取罪（刑法 225 条の 2 第 1 項）についてのみ規定されている（刑法 228 条の 3）。また、実行の着手前に自首したときは、その刑が必要的に減免される（同条ただし書）。
- (4) 誤り。身の代金目的拐取罪（刑法 225 条の 2 第 1 項）の目的は行為時に存在することが必要であるが、実際には被拐取者の安否を憂慮すべき者が存在しないのに、このような者がいるものと思い込んでいた場合であっても、本罪の目的が認められる。
- (5) 正しい。枝文のとおり。要求する行為はその意思表示が発信されれば足り、相手方に到達することや相手方が要求に応じることがなくても、拐取者身の代金要求罪（刑法 225 条の 2 第 2 項）は成立する。

## 7 逮捕及び監禁の罪

正解 (2)

- (1) 妥当。 枝文のとおり。判例も、被告人らが強制性交目的で偽計を用い、女性らを自動車に乗せて、犯行現場に連行していたという事案につき、「被害者らが被告人らの意図に気付かず降車を要求していなかったとしても、被告人らの行為が監禁罪に該当することは明らかである」としている（広島高判昭 51・9・21）。
- (2) 妥当でない。 逮捕・監禁罪（刑法 220 条）に未遂を処罰する規定は存在しないので、逮捕・監禁が未遂に終わった場合には、暴行罪（刑法 208 条）又は脅迫罪（刑法 222 条 1 項）が成立する。
- (3) 妥当。 枝文のとおり。例えば、施錠を外して監禁の場所外に逃れることができる場合でも、脅迫行為により後難を恐れた被害者をして心理的に離脱を著しく困難な状況に置いたときは、監禁に当たる（東京高判昭 40・6・25）。
- (4) 妥当。 枝文のとおり。例えば、不法侵入者を現行犯逮捕した私人が、過去にも窃盗被害の経験があったことから、侵入者に両手錠を掛けるなどして追及し、約 8 時間にわたり監禁したという事案で、本罪の成立が認められている（東京高判昭 55・10・7）。
- (5) 妥当。 枝文のとおり。例えば、未成年の女子に手錠を掛け自動車に乗せて監禁中、被害者が高速道路を走行中の同車両から飛び降りて死亡した場合にも、本罪が成立する（神戸地判平 14・3・25）。

## 8 自首

正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。「捜査機関に発覚する前」とは、犯罪事実が捜査機関に全く発覚していない場合だけでなく、犯罪事実は発覚しているが、その犯人が誰であるかが判明していない場合も含まれる（最判昭 29・7・16）。
- (2) 正しい。 自首は、自己の犯罪事実の自発的な申告であるから、捜査機関の働きかけによって、犯人がやむを得ず犯罪事実を申告するに至った場合は、自発的な申告とはいえ、自首は認められない（最判昭 29・7・16）。
- (3) 誤り。 自首の申告対象である捜査機関とは、全体としての捜査機関を意味する。したがって、申告を受けた警察官個人が、たまたま犯罪事実又はその犯人を知らなかったとしても、他の警察官が知っていれば、捜査機関に発覚していない場合には当たらない。
- (4) 正しい。 電話による申告は、それのみでは口頭による申告として認め

られないが、申告後、直ちに司法警察員等の面前に出頭するならば、全体として自首と認められる。

- (5) 正しい。他人を介しての自首も有効とされている（最判昭 23・2・18）。ただし、犯人自身が自己の犯罪事実を捜査機関に申告して、その処分を委ねる意思を有していることは当然必要であり、さらに、犯人と他人との間に意思の連絡が認められ、犯人がいつでも捜査機関の支配内に入る態勢にあることが必要である。

## 9 緊急逮捕

正解 (1)

- (1) 誤り。緊急逮捕できる罪は、「死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」である（刑訴法 210 条 1 項）。ここにある「罪」とは、刑法等により定められた法定刑を意味し、処断刑や宣告刑を意味しない。したがって、法定刑として、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役・禁錮が定められていれば、中止犯や幫助犯も緊急逮捕の対象となる。
- (2) 正しい。緊急逮捕した被疑者について逮捕状を請求することは、逮捕行為が適法かつ妥当なものであったことに対して、裁判官の追認を求める行為にほかならない。このような緊急逮捕状の持つ緊急逮捕の追認という性質によれば、逮捕状の被疑事実・罪名は、逮捕時のものを記載する必要がある。したがって、逮捕後に被疑事実の変更があった場合でも、逮捕時に認定した被疑事実によって逮捕状を請求しなければならない。
- (3) 正しい。刑訴法 210 条は、「……その理由を告げて」緊急逮捕すると定めており、その理由とは、①罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由、②急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができないこと、この2点である。
- (4) 正しい。被疑者を緊急逮捕した場合は、直ちに裁判官に逮捕状を請求しなければならない（刑訴法 210 条 1 項）。緊急逮捕状の請求は、これを行うことにより、初めて逮捕の合法性が是認されるのであるから、緊急逮捕の要件が欠けていることが逮捕後に判明したという理由等により、被疑者を釈放したときにおいても、緊急逮捕状を請求しなければならない（犯捜規範 120 条 3 項）。
- (5) 正しい。緊急逮捕状の請求が却下された場合、捜査機関としては、たとえその処分に不服があったとしても、勾留、保釈等に関する裁判に対する準抗告（刑訴法 429 条 1 項 2 号）のように、その取消し又は変更の請求をすることは認められないとされている（京都地舞鶴支決昭 48・7・9）。

## 10 準現行犯逮捕

正解 (3)

- (1) 正しい。 準現行犯逮捕が認められるためには、犯人が特定の罪を行い終わってから間がないことが、逮捕者自身に明らかでなければならない。枝文の場合、職務質問の開始当初から、罪を行い終わってから間がない犯人であることが明らかであったわけではなく、被疑者の自供によって初めて明らかになったのであるから、準現行犯逮捕は認められない。
- (2) 正しい。 刑訴法 212 条 2 項 1 号の「追呼」は、追呼の途中で犯人を一時的に見失ったとしても、犯人の逃走経路・中断時間の長さ等の事情を考慮して、犯人の同一性が客観的に担保されていれば、「追呼」といえる。しかし、枝文のように、犯人を完全に見失った後に、偶然に再度犯人を発見した場合は、「追呼」として認められない。
- (3) 誤り。 刑訴法 212 条 2 項 2 号の凶器等の「所持」は、必ずしも逮捕の瞬間まで継続する必要はなく、逮捕者が犯人であると認めた時点で所持が認められればよい。したがって、枝文の場合、逮捕者が犯人と認めた時点で凶器等の所持が認められれば、「所持」に当たる。
- (4) 正しい。 刑訴法 212 条 2 項 3 号の「身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき」とは、犯罪行為そのものによって、身体や被服に外見上明白な証跡が生じている場合である。枝文の入れ墨等の犯人の身体的特徴は、犯罪行為と直接的な関係があるわけではないので、「犯罪の顕著な証跡」には当たらない。
- (5) 正しい。 刑訴法 212 条 2 項 4 号の「誰何」の主体については制限がないため、私人による場合であってもよい。